

議案第 58 号

藤岡市道路占用料徴収条例の一部改正について

藤岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 6 月 14 日提出

平成 30 年 6 月 14 日可決

藤岡市長 新 井 雅 博

藤岡市条例第 号

藤岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

藤岡市道路占用料徴収条例（昭和 29 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項前段を次のように改める。

表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

第 3 条第 2 項後段中「切上げる」を「切り上げる」に改める。

第 4 条第 2 項及び第 5 条第 5 号中「外」を「ほか」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第 32 条 第 1 項第 1 号に掲げる	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	350 円
	第 2 種電柱		540 円
	第 3 種電柱		730 円
	第 1 種電話柱		320 円

工作物	第2種電話柱		500円
	第3種電話柱		690円
	その他の柱類		32円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	3円
	地下に設ける電線その他の線類	につき1年	2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	310円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	190円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	630円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		270円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	630円
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	13円
	外径が0.07メートル以上0.1	につき1年	19円
	メートル未満のもの		
	外径が0.1メートル以上0.15		28円
	メートル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2		38円
	メートル未満のもの		
外径が0.2メートル以上0.3メ		57円	
ートル未満のもの			
外径が0.3メートル以上0.4メ		76円	
ートル未満のもの			

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		130円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		190円	
	外径が1メートル以上のもの		380円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方	630円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	メートルにつき 1年 Aに0.005 を乗じて得た額 Aに0.008 を乗じて得た額 Aに0.01を 乗じて得た額 480円 290円 630円	
		階数が2のもの		
		階数が3以上のもの		
	上空に設ける通路			480円
	地下に設ける通路			290円
	その他のもの			630円
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき 1日
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき 1月	96円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1月 96円	
		その他のもの		表示面積1平方メートルにつき 1年 960円
	標識		1本につき1年	500円

旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円
	その他のもの	1本につき1月	96円
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円
	その他のもの		480円
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	630円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき	96円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		1月	63円

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。